

**7月中旬から下旬までに  
資格情報のお知らせまたは  
資格確認書を送ります。**

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカードのことです。  
利用登録の有無により交付されるものが異なります。

## ①マイナ保険証の利用登録をしている人

「資格情報のお知らせ」を交付します。医療機関などを受診する際は、マイナ保険証を使用してください。万が一、医療機関などでオンライン資格確認ができないときなどには、マイナ保険証と併せてこのお知らせを提示してください。（資格情報のお知らせのみでは、受診できません。）

## ②マイナ保険証の利用登録をしていない人

「資格確認書」を交付します。医療機関などを受診する際に提示してください。

※現在使用している被保険者証の有効期限は、7月31日(木)です。8月1日(金)からは、①②に応じてマイ

ナ保険証または新しい資格確認書（桃色）を使用してください。

※利用登録状況は、マイナポータルから確認できます。利用登録が済みでない場合は、医療機関などの受付窓口で設置されている顔認識付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録の案内が表示されます。

※マイナ保険証の利用をやめたい人は、利用登録の解除ができますので、問い合わせてください。

※国民健康保険税を滞納している世帯は、特別療養費の対象となり、医療機関などで全額自己負担となる場合があります。対象の人には、「特別療養」と記載された資格情報のお知らせ、または資格確認書を送ります。

※資格確認書は、不正取得防止のため、住民登録地以外には配達されません。

※現在、住民登録地以外の場所に居住している人は、すぐに転居（転出）の手続きをしてください。

※令和6年12月2日以降に、すでに資格情報のお知らせを交付した人にも、改めて資格情報のお知らせを送ります。

| 送るもの                       | 有効期限                                                      | 郵送方法                                                                |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 資格情報のお知らせ                  | 原則なし<br>※70歳～74歳の人は、令和8年7月31日または75歳の誕生日の前日                | 普通郵便<br>※資格情報のお知らせと資格確認書が同封されている場合は、特定記録郵便で送ります。                    |
| 資格確認書                      | 原則令和8年7月31日<br>※令和8年7月31日までに以下に当てはまる場合は有効期限が短くなります。       |                                                                     |
|                            | 事由                                                        | 有効期限                                                                |
|                            | 70歳になる人                                                   | 誕生月（月の初日生まれの人は前月）の月末<br>※有効期限前に新しい資格確認書または資格情報のお知らせを送ります。           |
|                            | 75歳になる人                                                   | 誕生日の前日<br>※75歳の誕生日からは「後期高齢者医療制度」に変更となり、新しい資格確認書が誕生日までに送付されます。       |
|                            | 在留期間が満了する人                                                | 在留期間満了日の翌日<br>※在留資格の更新が確認できた場合に、有効期限を延長した資格確認書または資格情報のお知らせを送ります。    |
| 学生用の資格確認書を交付されている人（最終学年のみ） | 令和8年3月31日<br>※修学のため住民登録を市外へ異動し、学生用の資格確認書の交付を受けている最終学年の人のみ | 特定記録郵便<br>※不正取得防止のため、住民登録地以外には配達されません。転送設定している場合は、届きませんので、注意してください。 |